

薬剤師の災害支援を考える

(株)町田アンド町田商会 災害支援チーム薬剤師が、 大船渡市での保険薬局業務応援を打ち切り撤退した理由

株式会社町田アンド町田商会
取締役副社長 坂本直隆

3月19日に岩手県入りしていた当社の災害支援第一次派遣チームは、岩手県薬剤師会の要望により、3月22日より25日までの4日間、大船渡市内保険薬局の業務支援を依頼されました。

ここは報道の通り、甚大な被害を受けたことに間違いありませんが、実際には限られた地区は被害が少なく、高台にあったため被害の少ない病院が、平常時の診療スタイルを残し、周辺地域の広範な被災した患者を受け入れるという状況にありました。

通常の診療に加えて、震災前に服薬していた処方薬を希望する患者が近隣地区から殺到し、その対応に追われ、病院側も機能麻痺寸前だったと思われます。病院では、何とか院外処方せんを患者に発行するものの、市中に20件弱あった保険薬局は、震災により、病院前の保険薬局を残すだけでした。当然、病院前の薬局に調剤を求める患者が集中し、待ち時間はゆうに4時間を越えるという事態に陥っていました。

そこで、多忙となっている保険薬局業務を手伝うために当社災害支援チームに対して支援要望があったと思われます。

周辺地区では、続々と災害支援のための医療チームがその活動を行いつつありましたが、そのチームに同行し、避難所を中心に、薬の同定、処方協力、津波等で薬を失った方々への薬の調剤・交付をする薬剤師にまで手が回らなかった。同地区では、病院機能が残存していたために、その調剤対応のため、薬パニックにおちいり、保険薬局業務に縛られてしまっていたと思われます。

保険薬局の業務支援要望を受けた後、3月21日青森県薬剤師会より連絡が入りま

した。

その内容は、当社災害支援チームが岩手で行っている薬局支援のフォローをしたいというもので、

25日まで行う保険薬局業務支援活動後、26日以降について薬剤師ボランティアを募り、派遣し2～3カ月間の継続支援を計画している。というものでした。

支援業務の引き継ぎ先が見つかったと一安心したものの、

3月19日から活動した当社災害支援チームの支援について、振り返りながら今後の継続的な支援を考えるに当たり、大きな疑問が生じてきました。

3月21日までは、救護所や避難所を回り、被災者の実情やニーズを感じ、持参した救援物資を必要なところへ必要な分を配分し、薬剤師や介護福祉士としての専門職としての主観から、直接的な支援活動を行ってきています。

しかし、22日からの保険薬局の業務応援は、真に被災者の支援をしているといえるのだろうかという疑問です。

業務支援を求めた薬局は被災を免れた薬局であり、調剤に用いる医薬品は救援用医薬品とはいえません。支援する理由は、患者が集中し既存の薬剤師だけでは手に負えないので、保険処方せん調剤業務の応援として投薬説明を行わせるというものでした。

発行される処方せんには、保険記号・番号の記載があり、調剤報酬を請求する保険調剤として、震災とは無関係に運用されていました。

保険薬局は調剤報酬を受け取ることにはなりますが、その業務をボランティア薬剤師に行わせることに疑問が生じます。

保険調剤の業務支援については、当該薬局開設者もしくは岩手県薬が勤務する薬剤師を有償で募集するのが本来の形ではないでしょうか。このままでは保険請求して支払われた調剤報酬はその薬局の収入となるだけで、応援したボランティア薬剤師はある意味でただ働きということになります。

また、保険調剤であるならば、登録した保険薬剤師でなければ、保険調剤(薬剤調製や服薬指導など)を行うことはできません。さらに、厚生労働省の課長通知(薬食総発0324第1号)では、実務に従事する薬剤師の数等の変更届けの省略はうたっていますが、薬事法上の義務までは免責していません。

したがって、調剤事故があった場合の責任所在の曖昧さもあり、緊急事態とはいえ、保険調剤を他県ボランティア薬剤師に従事させることに大きな違和感があります。

一方、当社災害支援チームが考える支援は、災害発生のため正常な医療システムが崩壊していることを前提にして、救護所などでの災害医療の支援活動を行うというものです。

救援用としての医薬品仕分けや医師への処方設計支援を想定しています。

また、治療費や医薬品代金などは災害救助法の適用となり当然のことながら被災患者の負担は無料であるべきと考えています。

そして、その費用負担は原則都道府県となっている法を弾力的に運用し、今回の大震災の規模から相当部分を国庫負担とすべきだと考えます。

結論的に述べるならば、大規模災害時におけるボランティア薬剤師は、避難所、被災地近隣地区をまわって、健康状態や公衆衛生状態の把握、セルフメディケーションの支援、医療体制の情報提供など、保険診療が対象としない災害医療の現場に活躍の場を求める方が適切と考えています。

上記の理由により、当社災害支援チームの薬剤師は「救護所」などの支援活動をするということを決定し、残存する「保険薬局」の支援から撤退することにしました。